

令和7年 美郷町議会議事録

第2回 定例会（第1号）

招集年月日	令7年 6月 2日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和7年 6月 2日 午前 9時30分				
		議長 原克美				
	散会	令和7年 6月 2日 午前 10時45分				
		議長 原克美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 11名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長(6)	原克美	○	8	藤原修治	○
	副議長(7)	福島教次郎	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	旗根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○
	5	中原保彦	○			

会議録署名員	10番	旗根正一	11番	佐竹一夫
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸 隆	住民課長	行田綾子
	副町長	山根 啓史	健康福祉課長	志村 幸恵
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	永妻孝司	建設課長	三上智央
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	活気あふれる町づくり課長	石田圭司	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 議会事務局員	井原武徳 大畠真紀		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和7年美郷町議会第2回定例会議事日程

(第 1 号)

令和7年6月2日(月) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	発委の上程、説明、質疑、討論及び表決 発委第 4号 美郷町議会会議規則の一部を改正する規則について 発委第 5号 美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例について
5	請願の委員会付託
6	報告事項 報告第 1号 令和6年度美郷町一般会計繰越明許費について
7	議案の上程、説明 【条例案】 議案第38号 美郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について 議案第39号 美郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について 議案第40号 美郷町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【予算案】

議案第41号 令和7年度美郷町一般会計補正予算（第1号）

議案第42号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

【一般事件案】

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて

議案第46号 工事請負契約の締結について

議案第47号 工事請負契約の変更について

議案第48号 財産の取得について

議案第49号 財産の取得について

議案第50号 財産の取得について

議案第51号 財産の取得について

(開会午前9時30分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

ただ今から、令和7年美郷町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番・旗根議員。11番・佐竹議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日2日から11日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から11日までの10日間とすることに決定いたしました。日程第3、行政報告を議題といたします。町長から行政報告の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員の皆様おはようございます。議長の許可をいただきましたので、7点ご報告をいたします。

1点目は、ゼロカーボン農業モデル研修施設、みさとトマチエリの開所と、研修開始についてです。4月17日に開所式を行い、野村良太島根県農林水産部長、福井竜夫島根県議会議員、原議長、福島副議長、西嶋産業建設委員長を始め、関係者約20人にご出席をいただき、開所式終了後には施設の見学もしていただきました。また、第1期の農業研修生3人にも出席をしていただき、皆さんの中で、意気込みも述べていただきました。この施設では、島根型養液栽培システムによるミニトマトの栽培を行い、再生可能エネルギーを積極的に活用したコストの大幅削減や、新たな栽培技術により、儲かる農業と環境への配慮を両立する魅力ある農業の確立を目指し、実践研修を進めてまいります。研修期間は2年間の予定で、終了後の美郷町での就農・定住を目標としています。研修ハウスでは、5月下旬に、ミニトマトを定植をし、収穫までの管理作業の実践を既に始めています。研修生の活動や研修の様子は、美郷町のインスタグラムや、美郷町公式ノートで紹介してまいりますので、ぜひご覧いただければと思います。また、第2期の研修生につきましても、6月から募集を開始する予定です。

2点目に、バリ島の技能実習生、特定技能外国人の来町などについて申し上げます。今年に入り、6人の技能実習生、特定技能外国人の方が来町され、2月28日からは、川

本町の仁寿会で3人が、そして、4月1日からは、ファームサポート美郷で3人が勤務をされています。6人の皆さんには、日本の生活にも少しづつ慣れてきており、それぞれの職場で頑張っていらっしゃいます。また、令和4年に来町された5人の技能実習生のうち、4人が3年間の技能実習期間を終わられます。ファームサポート美郷勤務の1人は、一旦バリ島に帰国をして、その後、今年の秋に、特定技能外国人として再び来町をされる予定です。仁寿会勤務の3人のうち、1人の方は帰国をされますが、2人の方は、川本町に移住をして、特定技能外国人として、引き続き仁寿会で勤務をされます。帰国されるお1人には、経験を活かし、バリ島で活躍されることに期待しますとともに、今後も、日本で勤務される予定の3人におかれましては、職場や地域で引き続き活躍をしていただきたいと思います。

3点目に、国の地方創生伴走支援制度について申し上げます。石破首相の肝煎りの施策である地方創生伴走支援制度に、島根県で唯一、美郷町が選定をされました。この制度は、中央省庁の職員がチームを組み、自治体の課題解決や活性化に助言などを行う制度で、全国から184自治体の応募があり、そのうち60自治体が選定をされています。美郷町を担当する「地方創生支援監」に任命をされたのは、農林水産省の課長補佐、経済産業省資源エネルギー庁の課長補佐、文部科学省の係長の計3人で、任期は1年となります。3人は、5月20日、21日に来町され、「とまちえり」、カヌーレIMAI、青空サロンなどの町内施設や関係者、町民との面会、職員との意見交換を行いました。また、この際には中国経済産業省から美郷町を担当する地域行政パートナーの職員3人の方も来町をされています。既に、支援官チームとは協議を開始しており、今後も継続的なオンライン会議や、来町により、助言、提案をいただく予定です。この連携を活かして、「商業活性化賑わい創出事業」「農業再生」「バリの町づくり」「地域居住」などの重要施策の作り込みやプラッシュアップにつなげてまいりたいと思います。

4点目に、インドネシア建国記念式典への出席について申し上げます。インドネシア共和国政府からご招待をいただき、5月27日に大阪関西万博会場で開催をされたインドネシア建国記念式典に出席をいたしました。パレードや、国旗掲揚式などの祝賀イベントも行われ、また、インドネシア共和国の「プラティクノ」人材育成・文化担当調整大臣が、今後のインドネシアと日本の友好・交流発展に向けたメッセージを述べられ、両国の関係者との交流を深める大変よい機会となりました。インドネシア共和国にとって大切な、公式セレモニーに招待をされたことは、バリ島マス村と美郷町の交流を、国レベルでご評価いただいていることの証だだと思います。公的機関同士の交流の広がりも活かして、唯一無二の「バリの町づくり」に取り組んでまいりたいと思います。

5点目に、AI活用による江の川樋門のゲート操作自動化の実証実験の開始について申し上げます。以前より様々な場で繰り返し国に要望してまいりましたAI等を活用した樋門のゲート操作自動化の実証実験が、乙原地内の河木谷樋門で開始をされます。河川の樋門操作員の負担軽減・省力化や安全確保、扱い手不足の解消といった課題解決のために、AIによる完全自動操作を目指す実証実験となります。中国地方はもちろん江の川のような一級河川でのAI活用による樋門操作や、樋門操作員との協力といった実証実験は、調べた限りでは、全国初の試みとなります。6月5日に現地での樋門の動作確認などの説明会を予定をしています。実装されれば、課題の解決に向けて大きく進展するものであり、国土交通省浜田河川事務所や水防団としっかり連携して取り組んでま

いりたいと思います。

6点目に、第21回美郷町産業祭「みさとふるさとまつり」について申し上げます。第21回目の美郷町産業祭「みさとふるさとまつり」を6月15日日曜日に役場裏駐車場会場に開催をいたします。今年の産業祭は、これまでの11月開催から、時期を変更して、初めての6月開催となります。ステージでは、ミサト・サリによるガムラン演奏とバリ舞踊町内保育園児のダンス、邑智中学校吹奏楽の演奏が行われ、トリとなるイベントでは、忍原地頭所神楽団による「塵倫」の公演が予定をされています。ブースイベントでは、美郷町林業推進協議会の木工体験や、美郷町商工会の「みとと。PAYアソブ」キャンペーンなどが行われます。また、出展は、町内外から飲食、物販や体験など、40を超える多数の出展を予定をしています。そして、メインイベントの鴨山駕籠かき大会は、40回目の記念大会であり、この大会を振り返るパネル展も計画をされています。現在のところ、競技の部7チーム仮装の部7チームの計14チームがエントリーをされており、広島市己斐地区や、松江市、雲南市など、町外からも参加をいただき、大いに盛り上がるものと期待をしています。多くの皆様にぜひお出かけをいただき、美郷町最大のイベントを楽しんでいただきたいと思います。7点目の工事発注状況につきましては、3月から5月下旬までの状況を、別途配信をしています。以上で報告を終わります。

●原議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

お手元に配付しておりますとおり、議会運営委員会から発委第4号、美郷町議会会議規則の一部を改正する規則についてと、発委第5号、美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されましたので、これら2件を一括上程します。

お諮りします。

発委第4号、発委第5号ともに、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

それでは初めに、発委第4号、美郷町議会会議規則の一部を改正する規則について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成議員は、賛成のボタンを反対議員は反対のボタンを押してください。

少々お待ちください。

賛成議員は、賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定いたします。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第5号、美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入れます。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定いたします。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5、請願の委員会付託を議題といたします。

本定例会までに受理しております請願は、お手元に配付しております文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、教育民生委員会へ付託いたします

ので、審査、調査をお願いをいたします。

日程第6、報告事項を議題といたします。

報告事項は1件であります。

報告第1号の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

報告第1号、令和6年度美郷町一般会計繰越明許費について、ご説明いたします。地方自治法施行令第146条第2項において、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越した時は翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会において、これを報告しなければならないと規定されており、このたび報告をするものです。令和6年度の繰越明許費につきましては、昨年度の6月の第2回定例会10月の第4回臨時会、12月の第3回定例会、本年1月の第1回臨時会、3月の第1回定例会3月27日専決予算において、令和7年度への繰越限度額を6億1413万4000円としました29の事業のうち、現年農業施設災害復旧事業を除く、28の事業につきまして、いずれの事業も、限度額の範囲内で繰越をさせていただいており、総額は、5億3404万1318円となります。それぞれの財源につきましては、計算書の財源内訳のとおりです。以上で報告第1号について説明を終わります。

●原議長

以上で、報告事項の説明は終わりました。

日程第7、議案の上程、説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案3件、予算案2件、一般事件や9件の計14件であります。議案第38号から議案第51号までの14議案を一括上程をいたします。

初めに、議案第38号から議案第40号までの議案、条例案3件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

失礼いたします。上程いただきました議案第38号の美郷町等の損害賠償の一部免責に関する条例について説明申し上げます。この条例は、普通地方公共団体の長等の損害賠償の一部免責について規定する地方自治法第243条の2の7に基づき、町長等の損害賠償責任の一部面積について、必要な事項を定めるものです。根拠となる地方自治法の規定は、住民訴訟等により、職員などが町に対し損害賠償する判決があった場合に、その職務について、善意で重過失がない時、その損害賠償額全体を個人に追求することは個人責任として苛酷であり、また、国家賠償法のいわゆる求償、個人への請求との不均衡があつて、萎縮効果が大きいといった問題に対して、個人が負担する損害賠償額を限定する措置をとるための規定となっております。条例の概要について申し上げます。損害賠償等が訴訟で認定された場合に、町に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、その損害賠償責任を負う額から、それ

ぞれの職の区分に応じて免責する額を定めます。具体的には、損害賠償額から第1条で規定する基準給与年額に第2条で規定する職ごとの定数を乗じた額を除いた額を免責するものです。なお、第1条で規定しております計算のもとになる基準給与年額とは、扶養手当や住居手当、通勤手当といったものは除いたものになります。この計算をシンプルな例で示します。職員の場合に、その損害賠償額が1500万円で、その職員の基準年額が500万円といたします。その場合、損害賠償額1500万円から500万円に職員の場合の定数1を掛けた金額500万円を引いた額の1000万円が免責される。つまり、この場合は、500万円が、その職員の賠償額となるものです。もっと端的に申し上げますと、それぞれの職ごとの基準年収年額に、この定数を掛けた額が、その職ごとの個人が賠償する限度となるということです。そして、これらの定数や計算方法などは、地方自治法や同法施行例で定める参酌基準どおりとしております。そして、この条例の施行期日は、法律は既に施行されていることから公布の日といたします。補足としまして、この条例は近年制定が進み、県内では、県と14市町で制定され、内容は同様のものとなっております。以上で議案第38号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●志村健康福祉課長

上程いただきました議案第39号、美郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律の改正に伴い、健康保険法が改正されました。それに伴って、美郷町、福祉医療助成条例について所要の改正を行うものでございます。改正の概要としましては、改正前マイナンバー法の施行により、健康保険証の新規発行が出来なくなることに伴い、福祉医療費助成の受給資格者が医療機関等を受診する際、マイナ保険証により資格確認を受けることができるよう、文言の整理を行うものでございます。具体的な内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表をごらんください。第7条の医療証等の提示でございます。これまで被保険者証等の資格確認の方法は、医療保険証とともに医療証を提示することとなっていましたが、医療保険証の提示を社会保険各法の規定による電子資格確認等に改めます。本文のほうにお戻りください。2ページの附則でございます。この条例は、令和7年12月1日から施行することとしています。以上で、議案第39号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第40号、美郷町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この改正は、先ほどの福祉医療と同様に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆる改正マイナンバー法により、従来の健康保険証の発行が廃止され、マイナンバーを利用した情報連携による受給資格確認を行うことが必要となった

ため、所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたします。次ページをごらんください。第5条、資格証の提示で、社会保険各法に定める保健証等とともにとある部分を、社会保険各法の規定による電子資格確認等、資格確認書等の提示その他被保険者資格を確認できると認められる方法により被保険者等であることの確認を受けた上と改めます。再度、本文の改め文、2ページをお願いいたします。附則で、この条例は令和7年12月1日から施行するとしています。以上で議案第40号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

●原議長

次に、議案第41号から議案第42号までの予算案2件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、番外会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第41号、令和7年度美郷町一般会計補正予算第1号について、ご説明いたします。本補正是、主に議員報酬の改定、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して取組ます不足額給付金、生活保護基準の改正に伴うシステムの改修費用、大和観光布施線の委託料、公立邑智病院負担金、消防団退職報償金、インターハイカヌー協議の運営に係る環境整備、4月の定期人事異動による人件費の組替え及びそれに伴う国民健康保険特別会計への繰出金について計上をしたものです。予算額は、歳入歳出それぞれ3731万9000円を増額し、歳入歳出予算の総額を77億8631万9000円とするものです。詳細につきましては、8ページ以降の事項別明細書をにて説明をさせていただきますが、初めに、第2表地方債補正についてご説明をいたします。5ページをお開きください。最終行の病院設備整備事業債について、改増の820万円で、限度額を8億3590万円とします。こちらは、公立邑智病院本館棟を建て替えに係る負担金について、過疎対策事業債で賄うものです。それでは、主な補正額について説明をいたします。歳入について、8ページをお開きください。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、補正額81万4000円。これは、本年10月以降の生活保護基準の改正に伴うシステム改修費に係る補助金です。補助率は2分の1となります。次に、目5総務費国庫補助金、節2総務管理費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、補正額1000万円。これは、令和6年分所得税に係る調整給付に不足が生じた方に給付する不足額給付金1000万円を見込み計上をしています。次に、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1400万円。この度の補正で不足する財源を補うための繰入です。続いて、款20諸収入、項7雑入、目5雑入、節9消防費雑入、消防団員退職報償金、補正額430万5000円。消防団員の退団に伴う退職報償金で同額を歳出予算に計上しています。最後に、款21町債、項1町債、目3衛生債、節3病院設備整備事業債、過疎対策事業債、補正額820万円。こちらは、先ほど第2表でご説明申し上げた内容です。続いて、人件費の増減を除き、主な歳出について説明をいたします。10ページをごらんください。款1議会費、項1議会費、目1議会費、補正額773万2000円。議員報酬の改定に伴う報酬、期末手当、共済費の増額補正となっております。次に、款2総

務費、項1総務管理費、目6企画費、節12委託料、補正額114万円。これは、大和觀光布施線の運行委託経費において、予算要求時と委託の契約の際の委託料の再計算により生じた差額を補正するものです。11ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、説明欄001社会福祉総務費。12ページのほうへお進みいただき、他会計繰出金補正額236万2000円。国民健康保険特別会計の入件費の異動に伴う繰出金の増です。続いて、説明欄016価格高騰重点支援給付金、補正額1005万8000円。令和6年分所得に係る調整給付等に不足がある方等に不足額給付金を支給するものです。支給対象者は2通りあり、本来給付されるべき額と調整給付額との間で差額を生じた方、それから、定額減税の対象外であり、かつ低所得者向け給付対象世帯の世帯主、世帯員にも該当しなかった方で、こちらは、原則定額4万円の支給となります。不足額給付金については、250名程度を見込み、給付金を1000万円と推計し、給付に係る事務費を5万8000円、合わせて事業費1005万8000円を計上しております。続いて、13ページをお願いします。上から3段目の項3生活保護費、目1生活保護総務費、補正額162万8000円。これは、令和7年度生活保護基準額の見直し等に伴うシステム改修に係る費用です。次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費。14ページへ進んでいただきまして、最終行のその他負担金、補正額663万5000円。公立邑智病院組合への負担金の増で、収支的収支に係るもののが156万8000円の減。本館棟建て替えに係る建設改良分が820万3000円の増。いずれも病院組合予算に基づき補正をするものです。少し飛ばしまして17ページへお進みください。款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節7報償費、補正額430万5000円。消防団員の退団者数の増に伴う退職報償金の補正です。18ページをお願いします。下段ですが、款10教育費、項7保健体育費、目2体育施設費、節14工事請負費、補正額181万5000円。信喜地区のプレハブ小屋の解体に係るもので、インターハイ、カヌー競技場環境整備のため、競技場のスタート地点付近にある老朽化した建物を解体撤去するものです。最後に、19ページですが、款14予備費、項1予備費、目1予備費、補正額122万3000円。これは財政調整基金の繰入額1400万円としたことによる調整増です。以上で、議案第41号、令和7年度美郷町一般会計補正予算第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第42号、令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236万2000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億2993万3000円とするものでございます。それでは、6ページをお願いいたします。歳入でございます。款13繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金、236万2000円の増額でございます。入件費の増額に伴い、一般会計からの繰入を増額するものでございます。続きまして、7ページをお願いいたします。歳出でございます。款1総務費項1総務管理費、目1一般管理費236万2000円の増額でございます。こちらも人事異動に伴います職員の入件費を増額するものでございます。以上で、議案第42号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●原議長

次に、議案第 43 号から議案第 51 号までの一般事件案 9 件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第 43 号、専決処分第 1 号、令和 6 年度美郷町一般会計補正予算第 10 号について、ご説明いたします。本補正は、歳入につきましては、交付額が確定いたしました各地方譲与税、交付金の増減、特別交付税の減、国庫支出金、財産収入、寄附金の増、地方債の増減と、それに伴います財政調整基金繰入金の減。歳出につきましては、国の交付金を活用し、実施する指定避難所の環境整備事業、邑智郡総合事務組合及び江津邑智消防組合負担金の確定、戻入による減額、令和 5 年度新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金の国庫返還金、基金の定期預金、中途解約により生じた利子を各基金へと積立を行うもので、予算額は、歳入歳出それぞれ 1563 万 5000 円を増額し、総額を 78 億 5251 万 6000 円とし、令和 7 年 3 月 27 日付け専決処分としたものです。詳細につきましては、事項別明細書にて説明をいたしますが、初めに、第 2 表、繰越明許費補正について説明をさせていただきます。5 ページをお開きください。このたび追加いたしましたのは、款 9 消防費、項 1 消防費、事業名美郷町指定避難所環境整備事業で、金額は 3699 万 1000 円です。国の新しい地方経済・生活環境創生交付金地域防災緊急整備型を活用し、美郷町指定避難所の環境整備事業を行うもので、繰越の事由は、3 月 27 日に交付決定を受け取り組むもので、令和 6 年度内での事業着手、完了がかなわないことから、繰越すものです。続いて、6 ページ、繰越明許費の変更です。事業名のみの変更ですが、款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名を都賀・長藤地区公民館整備事業から、都賀長藤地域活動拠点整備事業に変更をいたします。次に、第 3 表地方債補正について説明をさせていただきます。7 ページをお開きください。起債の目的、下から 7 行目、防災対策事業債、限度額を 2650 万円より 1100 万円増額し、3750 万円としております。これは、指定避難所の環境整備として導入予定の簡易シャワーについて、国庫補助残に一般補助施設整備等事業債を充当するものです。続いて、最終行の臨時財政対策債ですが、令和 5 年度に引き続き発行を行わず、限度額を 640 万円から皆減をいたします。これにより、全体の限度額を 10 億 9980 万円から 460 万円増額し、11 億 440 万円とします。それでは、補正の内容について、事項別明細書にて説明をさせていただきます。10 ページをお開きください。歳入です。款 2 地方譲与税、款 3 利子割交付金、次ページへ進んでいただきまして、款 4 配当割交付金、款 5 株式等譲渡所得割交付金、款 6 法人事業税交付金、款 7 地方消費税交付金、さらに、12 ページの款 8 環境性能割交付金、款 10 地方交付税、こちらは特別交付税ですが、これらはいずれも交付額の確定による補正となっております。その下です。款 11 交通安全対策特別交付金ですが、令和 5 年度に引き続き交付がございませんでしたので、予算額を皆減とするものです。続いて、款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 3 土木費国庫補助金、節 2 道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金、補正額 1143 万 2000 円。度重なります降雪による除雪事業に係る臨時の交付決定をいただいたことによるものです。その下、目 5

総務費国庫補助金、節 2 総務管理費補助金。新しい地方経済・生活環境創生交付金、補正額 1849 万円。指定避難所の環境整備に係る経費に対するもので、補助率は 2 分の 1 となっております。13 ページへお進みください。款 16 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及び配当金、補正額 226 万 8000 円。これは基金利子収入の増によるもので、歳計現金の不足に伴う繰替運用の利子、金利の上昇により普通預金金利が、余裕時の定期預金利率を超過し、満期保有するよりも、中途で解約したほうが得られる利子が多かったため、実行させていただき得たもので、各基金の内訳につきましては、説明欄のとおりです。続いて、款 17 寄附金、項 1 寄附金、目節とともに、1 一般寄附金、補正額 100 万円、目 2 指定寄附金節 1 指定寄附金、企業版ふるさと納税、補正額 50 万円。いずれも 3 月の下旬にお申出があり、ご寄附をいただいたものです。14 ページをお願いします。款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金、節 1 同基金繰入金、補正額 2800 万円減。このたびの補正予算により生じた剩余一般財源について、基金取崩しを減じるもので。次に、款 21 町債ですが、こちらは先ほど、第 3 表地方債補正にて説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。続いて歳出となりますが、15 ページをお願いします。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 貢産管理費、節 24 積立金、補正額 204 万 2000 円。定期預金中途解約による基金運用益について、各基金へ積み立てるものです。歳入額との差額は、繰替運用に伴う利子の額となっております。次に、目 12 電子計算費、節 18 負担金補助及び交付金、補正額 1038 万 8000 円減。邑智郡総合事務組合情報システム課への負担金額確定による減です。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 27 繰出金、補正額 1137 万 1000 円減。こちらも邑智郡総合事務組合介護保険課への負担金の確定減によるものです。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、節 22 償還金利子及び割引料、補正額 391 万 4000 円。新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の返還額確定によるものです。次ページへ進んでいただきまして、項 2 清掃費、目 2 塵芥処理費、目 3 し尿処理費、節 18 負担金補助及び交付金、補正額それぞれ 39 万 3000 円減、43 万 1000 円減。こちらも邑智郡総合事務組合環境衛生課への負担金額確定による減額補正となっております。次に、款 8 土木費ですが、歳入において、除雪に伴う社会資本整備総合交付金の増による財源更正が生じております。次に、款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費、節 18 負担金補助及び交付金、補正額 447 万 4000 円減。江津邑智消防組合への負担金額確定による減額の補正です。その下、目 5 災害対策費、節 17 備品購入費補正額 3699 万 1000 円。国の新しい地方経済・生活環境創生交付金地域防災緊急整備型を活用し、指定避難所の環境整備として、簡易ベッド、トイレ、シャワー、調理機器、衛星携帯電話などの配備を計画しております。最後に、17 ページの款 14 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、補正額 25 万 5000 円減。これは財政調整基金繰入金補正額の調整のための減額となっております。以上で議案第 43 号、令和 6 年度美郷町一般会計補正予算第 10 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第 44 号、専決処分の承認を求めるについて、ご説明いたします。このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和 7 年 3 月 31

日に公布され、その一部が4月1日に施行するものであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、関連する美郷町税条例について、専決処分を行ったものでございます。改正の主な内容としましては、1点目に、軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直し。2点目に、道路交通法の一部改正により、個人番号カードに運転免許証に係る情報を記録することが可能となったことに伴う軽自動車税種別割の減免規定の整備。3点目に、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の見直し。4点目に、令和2年7月豪雨災害に係る固定資産税の特例措置の適用期限の延長でございます。具体的な改正につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表1ページをお開きください。中段にあります第82条種別割の税率で、第1号、原動機付自転車の区分イの次にウとして、総排気量が0.125リットル以下の最高出力4.0キロワット以下のもの、年額2000円を追加するものです。こちらは、本年11月以降、二輪車の排ガス規制が強化されることに伴い、従来の50cc原付バイクでは、新たな規制基準を満たすことが困難になると予想されています。これに対応するため最高出力を4.0キロワット以下に制御した125cc以下の二輪車を基準原付とし、税額も同額の2000円とするものです。続きまして、2ページの第89条、種別割の減免は、先ほどの82条の改正に伴う規定の整備を行うものです。その下にあります第90条、身体障害者等に対する種別割の減免の第2項では、軽自動車税の減免申請の際に、障がいをお持ちのご本人や介護者の方の運転免許証の提示が必要となります。道路交通法に規定する免許情報を記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証を運転免許証と同様の取扱いとするため、必要な規定の整備をするものです。少し飛びまして、5ページをお願いいたします。附則の第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定です。13項の後に、14項としまして、マンションの長寿命化を促進するため、大規模修繕工事を行った場合に、工事完了の翌年度分の固定資産税を減額する措置につきまして、マンションの区分所有者から、当該措置に係る申告書の提出がない場合でも、管理組合からの書類等の提出があり、当該措置の要件に該当することが認められる場合に適用することができる規定を追加しています。続きまして、附則第10条の4、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定では、項ずれの修正にあわせまして、現行で、令和6年度に期限を迎える被災住宅用地等に係る課税標準の適用期間を2年間延長する措置に伴う改正を行っています。以上で、新旧対照表での説明を終わります。お戻りいただきまして、本文の改め文、4ページの附則をお願いいたします。第1条で、この条例は、令和7年4月1日から施行するとしています。第2条で、固定資産税に係る経過措置を、第3条で、軽自動車税に関する経過措置を規定しています。いずれも、改正後の規定につきましては、令和7年度以後の年度分について適用し、令和6年度分までは、従前の例によるとしています。以上で議案第44号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、上程いただきました議案第45号、専決処分の承認を求ることについて、ご説明いたします。このたびの改正は、先ほどの税条例と同じく、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、その一部が4月1日に施行するものであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき関連する美郷町国民健康保険税条例について、専決処分を行ったものでございます。改正の内容につきまして

は、新旧対照表で、ご説明をいたします。新旧対照表 1 ページをお願いいたします。第 2 条、課税額につきまして、第 2 項、国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を現行の 65 万円から 66 万円に改め、第 3 項の規定にあります後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の 24 万円から 26 万円に改めるものでございます。続いて、第 23 条は、国民健康保険税の減額についての規定ですが、第 1 項は、先ほどの第 2 条第 2 項並びに第 3 項の改定に伴い、減額後の限度額をそれぞれ 66 万円及び 26 万円に改めるものでございます。2 ページ、同項第 2 号では、軽減判定所得の算定に係る被保険者の数に乗すべき金額を 5 割軽減の対象となる世帯では、29 万 5000 円から 30 万 5000 円に、また、同項第 3 号の 2 割軽減の対象となる世帯につきましては、54 万 5000 円から 56 万円にそれぞれ改めるものでございます。以上で、新旧対照表での説明を終わります。お戻りいただきまして、本文の改文、2 ページをお願いいたします。附則としまして、第 1 条で、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとしています。第 2 条で、改正後の規定は、令和 7 年度以降の国民健康保険税から適用し、令和 6 年度分までは、従前の例によるとしております。以上で議案第 45 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、大和事務所長。

●吉村大和事務所長

上程いただきました議案第 46 号、工事請負契約の締結について説明いたします。工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求めるものでございます。契約の目的は、都賀長藤地域活動拠点施設整備事業、敷地造成第 2 期工事で、契約金額は 6380 万円です。内訳は、工事価格が 5800 万円。消費税及び地方消費税が 580 万円となっております。契約の相手方は、邑智郡美郷町潮村 278 番地 1 漆谷建設株式会社 代表取締役 漆谷傳です。契約の方法は指名競争入札で、令和 7 年 5 月 29 日に開札を行い、入札業者は漆谷建設株式会社、上原土木有限会社、邑東建設有限会社、岡山産業有限会社、置名土木有限会社、大五建設有限会社の 6 社でした。仮契約は、令和 7 年 5 月 30 日に締結をしており、工期を令和 8 年 1 月 27 日までとしています。施工場所は、都賀本郷地内、まほろば福祉センター隣接地で、主な工事内容として、盛工 3600 立米、擁壁工として、プレキャスト擁壁を 110 メートル、排水構造物工として、暗渠排水管を 61 メートル、側溝を 111 メートル等の整備を行います。以上で議案第 46 号、工事請負契約の締結についての説明をいたしました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

上程いただきました議案第 47 号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。この議案は、令和 6 年 11 月 28 日に指名競争入札を行い、令和 6 年 12 月 9 日に契約を締結いたしました。令和 6 年度町道協橋長寿命化修繕工事早水橋について、契約の内容に変更が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべ

き契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。変更に係る契約の目的は、令和6年度町道橋長寿命化修繕工事早水橋で、契約の金額は6853万円を313万8300円増額し、7166万8300円に変更いたします。契約の相手方は、島根県邑智郡美郷町粕渕343番地、置名土木有限会社 代表取締役 置名祐一です。変更の理由は、時期や施工条件を踏まえ、塗り替え塗装工の施工方法変更、また、現地計測による舗装面積の変更、研削材の運搬処理代の経費の追加等によるものでございます。以上、議案第47号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

上程いただきました議案第48号の財産の取得について説明いたします。所得しようとする財産は、美郷町消防団に配備する小型動力ポンプ付積載車2台です。消防団の車両につきましては、消防団と協議し、計画的な更新を進めており、その仕様等も統一しております。このため、更新により取得する2台の車両は、同じ仕様、装備品とする軽4輪駆動デッキバンです。取得金額は1584万円で、取得方法は指名競争入札により、5月29日実施しています。指名業者、入札参加業者はともに4社で、株式会社スエヒロ島根営業所、株式会社出雲ポンプ、株式会社吉谷、株式会社クマヒラセキリティ松江支店です。この入札により落札した株式会社吉谷と契約し、取得しようとするものです。なお、仮契約は5月30日に締結しています。納期につきましては、車両調達に加えて、改造が必要であり、令和8年3月31日までとしています。配備先は、沢谷分団と、吾郷分団を予定しています。以上で、議案第48号の説明を終わります。続きまして、議案第49号の財産の取得について説明いたします。取得しようとする財産は、簡易シャワー4式です。この簡易シャワーは、避難所の環境改善のための資機材として取得しようとするもので、主に中長期の避難時の使用を想定しています。また、通常時は、インターハイなどのスポーツイベント等での活用も想定しています。また、主な主要といたしましては、持ち運びや設置が比較的容易に出来、また、断水時にも使用できるよう水を使用、再利用できる仕組みとなっております。そして、この財源につきましては、3月27日に内閣府の採択を受けました新しい地方経済・生活環境創生交付金地域防災緊急整備型によるもので、それによる補助と、起債への交付税措置により実質4分の1の町財源で調達することになります。取得額は2222万円で、取得方法は、指名競争入札により5月29日に実施しています。指名入札参加業者はともに5社で、株式会社スエヒロ島根営業所、株式会社出雲ポンプ、株式会社吉谷、株式会社クマヒラセキュリティ松江支店、有限会社山崎教具店です。この入札により落札した株式会社吉谷と契約し、取得しようとするものです。尚、本件につきましても仮契約は5月30日に締結しています。納期は令和7年7月22日までを予定しています。以上で、議案第49号の説明を終わります。48号、49号の両議案についてご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

上程いただきました議案第 50 号、財産の取得についてご説明いたします。この議案は、5 月 30 日に随意契約にて締結した除雪ドーザを購入するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号および美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求めるものでございます。取得する財産は、除雪ドーザ 1 台、取得の金額は 1496 万円です。取得の相手方は、島根県出雲市神門町 830、コマツ山陰株式会社出雲支店 支店長 三島良です。この方法は随意契約です。この財産取得は、土木事業者の減少などにより、除雪機械の確保が難しくなっていることから、町所有の除雪機械を整備するものでございます。随意契約となった経緯を説明いたします。令和 7 年 5 月 29 日に開札予定の指名競争入札を行うため、指名業者 3 社に通知をしたところ、直前に、2 社が辞退をされました。入札参加者は、コマツ山陰株式会社出雲支店 1 社となり入札不調となりました。このため、美郷町入札執行要領第 36 条により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の入札不調時の隨契によることとし、その 1 社から見積りを徴収し、予定価格を下回ったため、仮契約をいたしました。3 月議会の令和 7 年度予算説明の際、説明しましたとおり、町所有の除雪ドーザ 1 台が前シーズンより故障が続き、修理にもかなりの費用がかかるなど、今シーズンは使用出来ない状態となっております。よって、今シーズンが始まる前には、除雪ドーザの確保が必要ということです。取得金額の内訳は、除雪設置費等を含む車両価格 1350 万円、消費税 135 万円、諸経費 11 万円です。仮契約は、令和 7 年 5 月 30 日に締結しており、納期限は令和 7 年 11 月 28 日としています。取得する除雪ドーザの規格は、コマツ製オイルローダ 5 トン級で、比之宮地域への配置を計画しております。以上が議案 50 号でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

上程いただきました議案第 51 号、財産の取得についてご説明いたします。この議案は、令和 7 年度学習者用コンピュータ iPad の購入に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。取得します財産は、学習者用コンピュータ iPad 269 台、取得の金額は 1375 万 9350 円です。取得の相手方は、島根県松江市、西嫁島 3 町目 2 番 13 号、株式会社えすみ松江営業所所長 山西政則です。取得の方法につきましては、随意契約でございます。この財産取得は、現在、町内小・中学校で使用しております学習者用コンピュータ iPad の耐用年数が到来していること、そして、ギガスクール構想第 2 期ネクストギガにおける教育 ICT 環境の整備を目的的とし、島根県と 19 市町村で構成された島根県ギガスクール構想推進協議会での共同調達により取得するものでございます。共同調達では、協議会による入札に対して落札された業者と地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号、不動産の買入その他の契約で、その性質または目的が競争入札に適さないものをするときに基づき、美郷町が随意契約を締結することとなってございます。協議会における一般競争入札においては、令和 7 年 5 月 12 日に行われ、入札参加事業者は、株式会社えすみ松江営業所、有限会社山崎教具

店の2社でございました。取得金額の内訳は、学習者用コンピュータ iPad269台、1250万8500円。消費税及び地方消費税125万850円です。随意仮契約は、令和7年5月13日に締結しており、納入期限につきましては、令和8年1月30日としてございます。以上で、議案第51号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひをいたします。

●原議長

議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は、4日に日程を取りますので、よろしくお願ひをいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は、4日水曜日、定刻より開きます。

本日はこれをもちまして散会といたします。

また、この後、11時から全員協議会を開きますので、よろしくお願ひをいたします。

(散会 午前10時45分)